住所　大阪府大東市幸町17番10号
　蔣毅　昭和50年４月25日生
住所　大阪市西成区鶴見橋１丁目17番35号
　朴孔来　昭和13年２月26日生
住所　大阪市阿倍野区天王寺町北３丁目14番14―1205号
　厳孝史　昭和50年１月14日生
住所　大阪市東成区大今里南３丁目１番16号
　厳彰憲　昭和52年８月18日生
住所　大阪市生野区桃谷５丁目11番22号
　李豊　昭和37年１月20日生
　秦姚子　昭和39年９月16日生
　李初美　平成９年１月29日生
住所　奈良県天理市指柳町366番地
　李直孝　平成７年６月２日生
住所　島根県江津市渡津町1904番地
　李茂孝　平成11年２月１日生
住所　京都市右京区梅津南上田町14番地１
　常志峰　昭和60年７月21日生
　常芸渓　平成27年４月19日生
住所　京都府宇治市平尾台１丁目12番地５
　孫彰勲　平成２年４月24日生
住所　京都府綾部市青野町下入ケ口36番地
　金鏞根　昭和25年８月20日生
住所　山口県山陽小野田市大字埴生574番地12
　權蘭子　昭和16年10月12日生
住所　名古屋市港区港栄２丁目12番９号
　申榮坤　昭和29年７月10日生
　李豊子　昭和36年３月22日生
住所　福井県吉田郡永平寺町松岡御公領1116番地
　申昇録　平成３年１月22日生
住所　徳島市中島田町２丁目12番地１
　申昇燁　平成６年１月18日生
住所　愛知県一宮市西五城字中切浦５番地１
　李治磊　昭和58年９月15日生
住所　千葉市稲毛区稲毛東６丁目18番９号
　マウーリン・ペルトラン・マツザカ　昭和50年８月22日生
　カイラ・ペルトラン　平成12年９月30日生
住所　千葉市若葉区東寺山町423番地１
　張玉枝　昭和22年４月24日生
住所　東京都台東区寿３丁目５番１号
　崔洛景　昭和61年７月７日生
住所　東京都足立区弘道１丁目17番18―304号
　呉俊澤　昭和61年11月８日生
住所　東京都品川区上大崎３丁目10番29号
　朴宣美　昭和55年８月27日生
住所　三重県鈴鹿市高岡台４丁目11番７号
　賓歩美　昭和62年７月３日生
住所　千葉県柏市大井1898番地４
　ホアン・エドアルド・マエダ・ユズリハ　昭和40年１月８日生
住所　仙台市若林区南小泉字八軒小路２番地10
　周暎　平成３年10月20日生
住所　東京都大田区大森南２丁目14番１―303号
　趙賢次　昭和18年７月25日生
住所　横浜市神奈川区松見町１丁目15番地10
　全謙一　昭和41年12月21日生
住所　横浜市旭区南本宿町101番地７
　呉祐貴　平成４年４月18日生
住所　神奈川県茅ヶ崎市東海岸南２丁目10番26号
　朴千代美　昭和37年７月８日生
　安祥薫　平成２年５月12日生
　安晃模　平成４年４月13日生
住所　川崎市高津区下作延３丁目８番15号
　劉煥煥　昭和58年10月１日生
住所　川崎市川崎区榎町11番３―602号
　欒忠剣　昭和60年３月５日生
住所　川崎市川崎区元木２丁目３番５―304号
　康理佳　昭和54年４月23日生
住所　東京都台東区谷中２丁目６番２号
　文道子　昭和34年11月17日生
住所　東京都新宿区富久町８番27―203号
　豚真由美　平成５年２月９日生
住所　東京都江東区大島２丁目７番８―801号
　于春雷　昭和55年３月８日生
　于芯依　平成26年８月23日生
住所　群馬県伊勢崎市境上渕名1025番地１
　ジャクソン・ゴヤ　昭和58年９月14日生
　ダヴィ・ヒラタ・デ・モウラ・ゴヤ　平成25年２月６日生
住所　群馬県渋川市中郷2684番地273
　宣和子　昭和19年１月５日生
住所　広島市安佐南区上安５丁目22番２―401号
　崔智華　昭和49年11月16日生
住所　広島市安佐北区口田南３丁目33番13号
　崔英俊　昭和51年11月22日生
住所　広島市安佐南区東野２丁目15番12―５―202号
　崔紳佳　昭和54年１月５日生
住所　東京都大田区上池台５丁目26番10―103号
　申慶順　昭和44年12月９日生
　崔昇司　平成14年９月30日生
　崔隆司　平成19年２月11日生

○外務省告示第四百三十一号

　平成二十七年十一月二十七日に東京で、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づく部隊運用におけるジェット燃料及び騒音への曝露（ばくろ）の比較に係る共同研究に関する次の書簡の交換がアメリカ合衆国政府との間に行われた。

　平成二十七年十二月十五日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

　書簡をもって啓上いたします。本大臣は、千九百五十四年三月八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（以下「ＭＤＡ協定」という。）に言及する光栄を有します。ＭＤＡ協定は、経済の安定が国際の平和及び安全保障に欠くことができないという原則と矛盾しない限り、各政府が、他方の政府に対し、援助を供与する政府が承認するところがある装備、資材、役務その他の援助を、両政府の間で行うべき細目取極に従って、使用に供するものとすることを特に規定しています。

　日本国政府及びアメリカ合衆国政府の代表者は、ＭＤＡ協定に基づく航空機器への応用のための画像ジャイロに係る共同研究及びＭＤＡ協定に基づく共同研究に関する新たな計画の作成についての二千十年二月十七日の両政府間の交換公文に基づいて作成され、同日に署名された共同研究事業に関する日本国防衛省とアメリカ合衆国国防省との間の了解覚書（以下「二千十年の了解覚書」という。）に従って実施された情報の交換を考慮し、最近、部隊運用におけるジェット燃料及び騒音への曝露の比較に係る共同研究に関する計画（以下「計画」という。）に関し、前記の細目取極を行うため討議を行いました。この討議の結果に関する日本国政府の了解は、次のとおりであります。

１　４の規定に基づき行われる実施細目取極に従い、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、計画の実施のために必要な情報、装備及び資材をそれぞれの国の法令に従って相互に提供する。両政府は、計画の実施のために必要な資金を共同して負担する。

２　計画は、必要な範囲内で、日本国及びアメリカ合衆国の企業との契約を通じて実施される。

３　この了解は、ＭＤＡ協定及びＭＤＡ協定に基づく取極（千九百五十六年三月二十二日に東京で署名された防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を含む。）に従って実施される。

４　この了解を実施するため、両政府の権限のある当局の代表者は、計画に適用される実施細目取極を行う。当該実施細目取極は、二千十年の了解覚書及び事業取決めから成る。当該実施細目取極につき、日本国政府の権限のある当局は、防衛省であり、アメリカ合衆国政府の権限のある当局は、国防省である。

５　この了解及びこの了解に基づき行われる全ての取極の下で日本国政府及びアメリカ合衆国政府が行う財政上の債務の負担及び支出は、それぞれの国の憲法上及び法律上の規定に従った予算の承認を得たところにより行う。

　本大臣は、前記の了解がアメリカ合衆国政府により受諾される場合には、この書簡及び受諾する旨の閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生じ、かつ、いずれか一方の政府による終了の通告の受領の日の後六箇月が経過する時まで効力を有するものとすることを提案する光栄を有します。

　本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

　二千十五年十一月二十七日に東京で

日本国外務大臣　岸田　文雄

アメリカ合衆国特命全権大使

キャロライン・ケネディ閣下

（米国側書簡）

（訳文）

　書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

　本使は、アメリカ合衆国政府が前記の了解を受諾することを同政府に代わって確認し、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生じ、かつ、いずれか一方の政府による終了の通告の受領の日の後六箇月が経過する時まで効力を有するものとすることに同意する光栄を有します。

　本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

　二千十五年十一月二十七日に東京で

アメリカ合衆国特命全権大使

キャロライン・ケネディ

日本国外務大臣　岸田文雄閣下